

表 6. 定期検査項目と検査頻度

No.	検査項目	基準値	採水場所		検査回数 (回/年)	記号		備考
			浄水施設出口	給水栓(蛇口)		浄水	原水	
1	一般細菌	100個/ml以下	○	○	1 2	☆□	◎◆	病原生物
2	大腸菌	検出されないこと	○	○	1 2	☆□	◎◆	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	×(注1)	4(注2)	☆	◎	有害金属類
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	×(注1)	4(注2)	☆	◎	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	×(注1)	4(注2)	☆	◎	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	○	4(注2)	☆★	◎	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	×(注1)	4(注2)	☆	◎	
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	○	○	4(注2)	☆★	◎	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	○	×(注1)	4(注2)	☆	◎◆	有害無機物
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	○	○	4	☆△▲	◎	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	○	×(注1)	4(注2)	☆	◎◆	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	×(注1)	4(注2)	☆	◎	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	○	×(注1)	4(注2)	☆	◎	有害有機物
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	×(注1)	4(注2)	☆	◎	
15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	×(注1)	4(注2)	☆	◎	
16	シス-1, 2-ジクロロエチン及び トランス-1, 2-ジクロロエチン	0.04mg/l以下	○	×(注1)	4(注2)	☆	◎	
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	×(注1)	4(注2)	☆	◎	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	×(注1)	4(注2)	☆	◎	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	×(注1)	4(注2)	☆	◎	
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOS及びPFOA)	0.00005mg/l以下	○	×(注1)	4(注2)	☆▲	◎	
21	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	×(注1)	4(注2)	☆	◎	消毒副生成物
22	塩素酸	0.6mg/l以下	○	○	4	☆△▲	—	
23	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	○	○	4	☆△▲	—	
24	クロロホルム	0.06mg/l以下	○	○	4	☆△▲	—	
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	○	○	4	☆△▲	—	
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	○	○	4	☆△▲	—	
27	臭素酸	0.01mg/l以下	○	○	4	☆△▲	—	
28	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	○	○	4	☆△▲	—	
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	○	○	4	☆△▲	—	
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	○	○	4	☆△▲	—	
31	ブロモホルム	0.09mg/l以下	○	○	4	☆△▲	—	
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	○	○	4	☆△▲	—	
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	○	○	4(注2)	☆★	◎	金属類
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	○	4(注2)	☆★	◎	
35	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	○	4(注2)	☆★	◎◆	
36	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	○	○	4(注2)	☆★	◎	
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	×(注1)	4(注2)	☆	◎	
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	○	4(注2)	☆★	◎◆	無機物質
39	塩化物イオン	200mg/l以下	○	○	1 2	☆□	◎◆	
40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	○	4(注2)	☆★	◎◆	有機物質
41	蒸発残留物	500mg/l以下	○	○	4(注2)	☆★	◎◆	
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	×(注1)	4(注2)	☆	◎	臭気物質
43	ジエオスミン	0.00001mg/l以下	○	○	4(注2)	☆★	◎	
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	○	○	4(注2)	☆★	◎	有機物質
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	○	4(注2)	☆	◎	
46	フェノール類	0.005mg/l以下	○	×(注1)	4(注2)	☆	◎	
47	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	○	○	1 2	☆□	◎◆	基礎的性状
48	pH値	5.8以上8.6以下	○	○	1 2	☆□	◎◆	
49	味	異常でないこと	○	○	1 2	☆□	—	
50	臭気	異常でないこと	○	○	1 2	☆□	◎◆	
51	色度	5度以下	○	○	1 2	☆□	◎◆	
52	濁度	2度以下	○	○	1 2	☆□	◎◆	

(注1) 送・配水施設において濃度が上昇しないことが確認されているため、浄水施設出口等でのみ検査します。

(注2) 原水の水質が大きく変わるおそれが少ないことが認められる場合であって、過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるときは、年1回まで、検査頻度を減らします。

(注3) 原因藻類の発生がないところでは、年1回の検査とします。